

○立命館アジア太平洋大学国内学生修学奨励奨学金規程

2010年10月 6 日

規程第883号

(名称)

第1条 本学に国内学生修学奨励奨学金（以下「奨学金」という。）を設ける。

(目的)

第2条 奨学金は、経済上の理由により修学がきわめて困難な者に対し、経済的支援を行うことを目的とする。

(申請資格)

第3条 奨学金を申請することができる者は、次の各号を充たす者とする。

- (1) 本学の国内学生を対象とした入学試験を受験する者
- (2) 募集要項で定める時期に高等学校を卒業した者または卒業見込みである者
- (3) 日本の高等学校における成績が、本学が定める基準を充たす者（ただし、日本の高等学校以外の高等学校または相当すると認められる教育機関の場合は、この限りでない。）
- (4) 当該学生の生計を維持する者の収入が、給与所得者または年金受給者の場合は課税前の年間収入が600万円未満である者、また自営業者の場合は年間所得が197万円未満である者

(給付額)

第4条 給付額は、授業料の半額に相当する額とする。

(支給期間)

第5条 奨学金は、セメスターを単位として、修業年限までの期間に継続して支給する。

(募集)

第6条 募集は、入学試験要項の配布時に、受験者を対象に案内をする。

- 2 学生部長は、学生委員会の議を経て、毎年度の入学試験要項を決定するまでに募集要項および申請書式を定めるものとする。
- 3 募集要項には、本規程に定める事項ほか、必要な事項を明記しなければならない。また、ホームページを通じて公開する。

(申請)

第7条 奨学金の受給を希望する者は、入学手続前の指定する時期までに、所定の申請書類を学生部長に提出しなければならない。

(採用候補者の選考)

第8条 申請書類に基づき、学生委員会で選考し、学生部長が採用候補者を決定する。

(採用人数)

第9条 採用人数は、毎年度の予算の範囲内で募集要項で定める。

(支給)

第10条 採用候補者が、当該の入学試験に合格し本学の1年次に入学した場合、奨学金を支給する。

(支給方法)

第11条 奨学金は、各セメスターの授業料請求において、当該請求額と給付額を相殺する方法により支給する。ただし、入学時については、入学手続金と給付額を相殺して支給する。

第12条 削除

(併給)

第13条 本奨学金は、その他の奨学金の併給を妨げない。ただし、国内学生優秀者育英奨学金を除く。

(異動)

第14条 本奨学金の受給者は、本人の住所その他、重要事項の変更があったときには、すみやかに学生部長に届けなければならない。

(受給資格の喪失)

第15条 本奨学金の受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、その時点から受給資格を失う。

- (1) 学籍を失ったとき。
- (2) 休学したとき。
- (3) 学生賞罰規程による懲戒処分を受けたとき。
- (4) 第1から第7セメスター終了時において学業成績が2セメスター期連続して次の各号のいずれかに該当したとき。
 - イ 修得単位数が別表1に定める単位数未満であること。
 - ロ セメスター期のGPAが2.0未満であること。
- (5) 第2、第4および第6セメスターの終了時において、生計を維持する者の前年度の収入または所得が、第3条第4号に定める基準に適合していなかったとき。
- (6) その他、受給者として適当でないと学生委員会が判断したとき。

2 奨学金の受給者が受給資格を失った場合には、学生部長は直ちに奨学金の支給を停止する。

3 受給資格を喪失したにもかかわらず、奨学金を支給したときは、学生部長は当該奨学金の返還を求めることができる。

(学業成績不良者に対する警告)

第15条の2 学生部長は、受給者の直前セメスター期の学業成績が前条第1項第4号各号のいずれかに該当することが判明した場合、受給者に対し、警告を行う。

(虚偽申請)

第16条 虚偽の申請等により受給資格がなかったことが支給後に判明したときは、本奨学金の受給者は受給した奨学金を返還しなければならない。

(奨学金の返還)

第17条 奨学金の返還を求められた者は、返還を求められた日より起算して1ヶ月以内に給付を受けた奨学金を一括して返還しなければならない。

(再支給)

第18条 第15条第1項第2号の休学により受給資格を喪失した者が復学した場合は、学生部長は奨学金の再支給を認める場合がある。

(実施細目)

第19条 本制度に関するその他の実施細目は、学生委員会の議を経て、学生部長が定める。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、学生委員会および大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2010年10月6日から施行し、2011年度入学者から適用する。

附 則 (2013年3月18日 受給資格の喪失事由の変更および学業成績不良者に対する警告の追加に伴う一部改正)

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則 (2015年3月25日 申請時期の変更に伴う一部改正)

この規程は、2015年4月1日から施行し、2016年の4月の入学者から適用する。

別表1 (第15条関係)

(1セメスター期中の修得単位数)

第1セメスター	14単位
第2セメスター	14単位

第3セメスター	14単位
第4セメスター	14単位
第5セメスター	14単位
第6セメスター	14単位
第7セメスター	6単位